

これにあたるかは、小稿の目ざす外の問題である。

二四 これについては、佐々木惣一博士「日本國憲法論」  
一二六頁以下参照。

二五 拙稿「法解釋學の前提」——佐々木惣一博士編前  
掲書三九頁。

### 一一五・一

誤植訂正 前號九六、九八頁、陶器聖とあるは陶希聖の  
誤りにつき訂正。

### 書評と紹介

川島教授著

### 『所有權法の理論』

加藤正男

おける所有權の地位」などについて、第二章においては商品  
交換の基本的な法的カテゴリー・近代法體系の構成・近代的  
所有權の法意識・近代的所有權の史的成立について、特に近  
代的所有權の「私的性質」(と社會的性質との對立)について、  
第三章においては近代的所有權がその社會的性  
質における運動する最初の法型態(「商品所有權の流通」)につ  
いて、そして第五章においては近代的所有權が契約との結合  
においてつくりだす具體的な法的發展諸型態(「資本としての  
所有權」)について、論ぜられている。すなわち、各章におい  
て近代的所有權の性質がいろいろな觀點から詳論されている  
のである。しかし、じよ述の順序にしたがつて全面的にこれ  
をとりあげることは、ここではとうてい不可能である。そこ  
で本稿では、近代的所有權の性質に關する同教授の基本的立  
場をいわば綜合的に概観しようと思う。そのことがまた、同  
書の基本的立場を理解することになるかとも考えるのであ  
る。(なお同書については、すでに山中教授(志林四七卷一號)の書評がある。)

まず、同書の意圖と立場とをうかがつてみたい。

最近公刊された川島教授の『所有權法の理論』は、所有權  
法の基礎問題をほとんどもれなくとりあげて、理論的かつ法  
社會學的にこれを検討したものである。

同書は、第一章においては同書の課題と方法・「法秩序に

同書の意圖は、近代的所有權について『その規範論理的意  
味をではなくして、その現實的な社會現象としての構造』を  
分析すること、いいかえれば近代社會學の傳統的な方法によ

つて、しかも対象について歴史的にはあくをなすこと、にある（同書はしがき二頁、なお同教授「法社會學における法の存在構造」思想一九四九年五月號、參照）。このよ、うな近代的所有權のいわば法社會學的研究は、衆知のとおり、すでに我妻教授・末川博士などによつてある程度なされたところであるけれど（特に、我妻教授「近代法における債」、權の優越的地位志林二九一三一卷）、それは川島教授によつてさらに發展させられているのである。

ところで、同書の立場は、日本の前近代的所有關係と對しよ的な（特に西ヨーロッパを典型とするところの）近代的所有權の構造・性質を分析することにある。同教授が從來公にされた數多くの勞作によつてもうかがわれるところのこの立場は、戒能教授などの諸研究とともに、高く評價されねばならない。この點について、雄大な分析の一・二を例示すれば、——(1)近代的所有權の法意識について。法學においては從來、法意識というものが（論理的にも）問題にされたことはほとんどなかつたのであるけれど（その數少い勞作のうち、（忍）博士「憲法と憲法意」、川島教授によつて、近代的所有權の法意識なるものが法社會學的に論ぜられているのである（同書六下、なおこの問題を詳論したもののは、同教授「憲法」精神的および社會的構造」法協六四卷七・九號）。それは、まず「自由」な所有權の意識、次に「自由」な所有權を人が相互に尊重しあうという意識、さらに入人が「所有權を所有權なるがゆえに」ただそれだけの理由で、所有者の現實的支配（占有）の有無に關係なく尊重するという意識、である。これらの法意識は、教授に従えば、わが國には（特に農村には）必ずし

も確立されていないのである。(2)近代的所有權の「觀念性」について（同書第三章、および同教授「所有權の觀念性」法協六〇號、二號）。すなわち、封建的土地位所有から近代的所有權えの展移において、客體は個別的・主觀的・現象的な私的支配から抽象的・客觀的・量的な「價值」え（觀念性の經濟的構造）、そして所有權は所有者の具體的・主觀的・現象的な私的支配から抽象的な目に見えない社會關係え轉化し（社會的構造）、所有權の保障は現實の所有者から離れて市民社會および市民的國家によつてなされることになる（政治的構造）。かくて近代的所有權は、所有者の現實的支配（占有）の有無に關係のない、權原自體という觀念性を帶びるに至る（なおこの點につき、ドイツにつては、農民的土地所有について高橋教授前掲一四二頁註（三）、「農民的土地所有」について高橋教授「近代社會成立史論」八八頁註（一）、同教授「フランス農業の構造的特質に就いて」社會經濟史學一〇卷一・一二號とくに二）。このよ、うな觀念的所有權もまた、わが國においては確立していないのである。——

## 三

次に、同教授の所説に對する疑問ないし希望の若干をのべてみよう。

第一に、近代的所有權と法および政治的權力と、の性質の關聯について。——教授によれば（同書一五頁以下、なお七一頁參照）、所有權は(1)「全生產」社會關係」の基礎でありしたがつて「政治的權力の強制權力によつて强行される規範としての意味における法」の基礎である。所有權は、また(2)

より嚴密な意味での法すなわち單純な權力關係から區別さ

れるところの・法主體者の間の行爲規範としての意味における法』の基礎もある。(すなわち、法は二つのカテゴリーをもつということに注目する必要がある。)

ここで法および政治的權力の性質をあえて問題にするのは、まず教授が、このようにいわれるからであるけれども、また權利(所有權)は法(所有權法)の主觀的發現型態であり、さらに法(所有權法)は所有權者が他人によつて侵害されないと政治的權力の強制によつて確保するものである、と考えられるからである。ところで、いわゆる法の二つのカテゴリーのうち、政治的權力の強制によつてその實效が確保される規範(強制規範とただちには同一でない。法外規範も強制規範の例となる)こそ、嚴密な意味における法であるのではなかろうか。政治的權力の強制を缺く規範(「行爲規範」)は、そのままでは慣習(慣習法とただちには同一でない)とか道徳とかであつて、それをも法となすのは、法の概念を不當に擴張するものではないであろう。「行爲規範」は、それが政治的權力によつて支持された場合にのみ、法といえるのではないであろうか。思つに、現實においてはこのように、既存の「行爲規範」が政治的權力によつてそのまま支持されて法となる場合が多いであろう。ここで注意されるべきは、教授が例示されるところの、中世における商人團體の規範(同書一六頁)は、都市當局によつて認可されていたということである(認可が容易であつたかどうかは、別問題で

ある)。しかし既存の「行爲規範」ではなく、まったく新しい規範が政治的權力によつて強制される場合も、例外的なことをもつとしない。教授においては、「行爲規範と裁判規範」とではない。——教授においては、「行爲規範と裁判規範」(前出、および同教授「勞動法の特殊性と勞動」、月號など、參照)と死せる法、「權力」・權威關係から分離せる獨立の範疇としての法的(權利義務)關係・法的規範(同書三二四頁)と政治的權力の強制による規範、強制規範と非強制規範、「國家法と民衆法」(同教授『日本社會の族的構成第三論文』)「全生產」・社會關係(前出)と政治的權力、との具體的な關聯はどうであろうか。

ここで一言すべきことは、同教授の所説の根底にひそむ Dialektik についてである。特に「自由」な所有權とか「自由」な意思とかを論ぜられる場合(前出のほか、同書三〇頁以下、授「自由經濟における法と倫理」、時報「四卷六・七號」など參照)、教授は、かのヘーゲルの Dialektik から力強い影響をうけておられるようと思つ。事實この點について教授は——ヘーゲルにおけるいわゆる「觀念論的さかだち」についてことわられてはいるものの(同書一七頁註(二))——少からず彼の所有權理論から引用されているのである(同書一七頁、七二頁註、前掲法)。ところで、注意すべきは、ヘーゲルは國家論において「自由」な近代的所有權(および近代社會を保障すべき自由權一般)の機能を意識的に停止させているということ、いいかえれば彼のいわゆる「自由」がいかなる内容をもつものであるかということ、であ

る。彼に従えば、近代社會（市民社會）の成立する前に、國家なる「一般に最初のもの」が前提されねばならない（Hegel, *Philosophie des Rechts* § 256. Vgl. Philo.）。そして國家の中でも最高のものは、彼においには、結局彼の在世當時の絶對主義的ドイツ國家なのである。しかむしれ、そ具體的「自由」の具現であり、しけえの服従によつてのみ個人は眞の「自由」を體驗しうる、とされるのである（Binder, Larenz などの新ヘーゲル主義者が、同時にナチス・ドイツの御用學者であつたことをおもい起されたい。なお後述參照）。——あやし、川島教授のいわれるとおり、『西ヨーロッパにおいては、……各の歴史的時代はそれに固有な意味での「自由」をもつた』（同書三三頁）のではないであろうか。

要するに『國家ぬきで成立するように思つ』といふ、山中教授の法理論に対する疑問（民科政治法律部會の討論會「法律社會學」前進のために）（時報二一卷五號二四二頁）は、川島教授の所有權法理論においても殘るのではないであらうか。これらはしかし、ひとり川島教授の問題であるのみならず、今後の法學における重要課題の一つであらう。

第二に、近代的所有權におけるいわゆる二つの性質の對立と、資本制的近代社會の眞の矛盾との關聯について。同教授は——同書の中心的概念と考えられるところの——近代的所有權の二つの性質（私的性質と社會的性質と）の對立を論ぜられているけれど（同書八頁、一四頁以下、二九頁以下、一六頁以下、三一五頁以下）、いわゆる私的性質とは近代的

所有權自體の」とあり社會的性質とは契約のことである。よつて（私には）理解される。教授によると（同書三四頁以下）、兩者の矛盾は權利濫用の法理・ゲルマニストやナチズム・所有權の社會的義務つけの教義などによつて意識される。（権利濫用については、「うまであるな」<sup>く、末川博士の多數の研究がある。</sup>）——しかしそのことと資本制的近代社會の眞の矛盾との關聯はどうであろうか。

いうまでもないけれど、われわれは封建的所有關係に對する近代的所有權の「合理性」に執着するあまり、これを絶對化し永久化し、これにおける眞の矛盾と對決することをおそれてはならない。思うに、資本制的近代的所有權（および資本制的近代社會）の中心概念たる資本は、本来は社會的な存在であるにもかかわらず、個人的に所有されていて、これをまず生産の面からみれば、それは本來は勤労者大衆の社會のものであるのに、資本家の個人所有に屬し、剩餘勞働の無償取得の蓄積となつていて、また流通の面からみれば、社會におけるすべての人が資本の再生産運動に直接または間接に參加するのでなければ生活できないようになつていて、資本は個人的に所有され、個人の利潤増殖のために運用されるのである。（資本の法的構造に關する本格的な研究は、今後の法學に課せられた重要な問題の一つであらう。）——近代的所有權の二つの性質の對立に關する川島教授の分析が、以上一言したことを豫想しているのであるならば、私はこれを承認しようと思つ。

からの影響がみられるようである。もとより教授も指摘されるとおり、ヘーゲルの所有権理論にもかくべきところはある。例えばヘーゲルは、近代的所有權の客體が「利用」ではなく「價値」であることを、また價値の所有權が端的に貨幣の所有權に表現されることを、さらに所有權客體の物質的存立が價値の「記號」にすぎないことを、分析している。ところで、注意を要するのは次のことである。近代的所有權の特質を「本質的に自由かつ完全」(Hegel, P.)としたところの

ヘーゲルは、近代的所有權の一いつの性質における矛盾（それに基く近代社會の眞の矛盾）、すなわち階級・貧困の眞の意義を認めなかつたこと、これである (Hegel, a. a. O. § 236 ff. Vgl.).

彼は歴史的に必然的なカテゴリーたる勤勞者級級をも Pöbel の中に混同し、これに對して一般的に不正義・怠惰・不當な反抗等々を結びつけていた。そして本國の矛盾を植民地に移すというような解決をもつて、彼は近代的所有權（したがつて近代社會）の矛盾についての言及をやめるのである。彼の Dialektik が停止的だといわれるゆえんである。（このことは彼の所有權論についてのみならず、その認識論についても同じであることを一言しておこう。なお彼の所説については——誰の所説についてもそうであるが——その社會的基盤との關聯が考察されねばならないけれど、もとより本稿はその場所ではない。）要するに、ここにいわば所有權客體の物神性が生ずる。——このことと、「私的所有權……その私的性質に執着して眺められるときには、歴史的に不變である」といつても過言ではないであろう。

とくに見える」というふうな同教授御自身の立言や（同書二三頁、同題旨の五頁など参照）、「私的支配の背後に存在する目に見えない抽象的な社會關係」の概念や（同書第三章をみよ）、「私的所有」と「生產の社會性」との對立（同書第五章参照）と、を教授はいかに關係させられるであろうか。  
なお第三に、近代的所有權の史的成立について。——同教授は（同書七三頁以下）、まず西ヨーロッパにおけるそれの一般的な諸條件について、次に日本におけるそれについて、それぞ概觀されている。

ここでも一言希望をのべるならば、『その詳細は、それぞれの國の經濟史と法制史にゆづる』（同書七三頁）などといわれないで、『自然的諸條件、人種事情、外部から作用する歴史的諸影響、その他のことと無數の相異つた實驗的諸事情』（資本論）をも考察し、また戰後學界の諸成果をもとりいれていただきたかつたのである（例えば封建的土地所有から近代的所有權の展移そのものの問題）。そしてこのよう願いは教授の勞作にのみまたないで、われわれ後進の徒もこれに協力しなければならないこと、もちろんである。

#### 四

以上弱輩の身をもがえりみず、斯學の大家たる同教授の研究について——簡を期するため——極めて率直な感想をのべたのであるけれど、それは教授の分析がもつ高い價値を傷つけるものでは決してない。同書は、從來の所有權研究（そして最近の法學文獻）のうち最もすぐれたものの一つである、